

「歩切りの根絶」貫徹に向けた取組

- 平成26年品確法等改正により歩切り※は、品確法に違反することが明確化 ※適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするもの 総務省と連携して早期の見直しを要請し、平成28年4月にすべての地方公共団体が歩切りを廃止^(注)することを決定
- 今般、平成28年2月以来5年ぶりとなる悉皆調査を実施。歩切りのおそれが判明した団体に対し、速やかに事実確認の上、歩切りの根絶に向けて見直しを徹底する方針



(注)「廃止」には端数処理等に変更することも含める。

設計書金額と予定価格が同額である団体数及び端数処理等を行っている団体数は推計。

公共工事における「歩切り根絶」の徹底

- 平成26年品確法等改正により、「歩切り」※1は品確法※2に違反することが明確化。総務省と連携して早期の見直しを要請し、平成28年4月にすべての地方公共団体が、歩切りを廃止することを決定

※1予定価格の設定に当たって、適正な積算に基づく設計書金額の一部を控除して予定価格とするもの ※2公共工事の品質確保の促進に関する法律第7条第1項第1号

- 今般、平成28年から5年ぶりに全地方公共団体を対象として「歩切り」の実態について悉皆調査を行い、調査の結果、「歩切り」のおそれがある16市町村の幹部等に対し、直接個別に是正の働きかけ等を実施。全ての市町村において、歩切りを行わないことを確認し、「歩切り根絶」を再度徹底

全1788団体 (47都道府県、20指定都市、1721市区町村)

令和3年1月
全地方公共団体
悉皆調査実施

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,672団体

端数処理等を行っている団体
100団体

「歩切り」を行っている
おそれのある団体
16団体

16市町村の幹部等に直接働きかけ等を実施

令和3年5月
歩切り根絶を
再度徹底

設計書金額と予定価格が同額である団体
1,681団体 (同額とする予定又は見直す方向で検討中の1団体を含む)

端数処理等を行っている団体
107団体

「歩切り」を行っている
団体
皆減